

浜松市の行政区再編に係る労働保険の手続きについて

令和6年1月1日より、浜松市は行政区が7区から3区に変わります。それにより天竜区以外の所在地は全て、区が変更となります。(郵便番号、町字名、番地は変わりません。)

このことにより、当課では労働保険の手続きについて以下の取り扱いとします。

① 行政区再編に伴う区の変更以外に変更事項が無い場合

→「労働保険 名称、所在地等変更届」及び「労働保険 継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称、所在地変更届」を提出することを要しない (手続不要)

② 行政区再編に伴う区の変更以外に変更事項がある場合 (所在地以外の変更含む)

→「労働保険 名称、所在地等変更届」又は「労働保険 継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称、所在地変更届」を提出。

担当 静岡労働局総務部労働保険徴収課

(電話 054-254-6316)